

令和 7 年 12 月 26 日

第 3 1 回 総会議事録

長岡市農業委員会

第31回総会議事録

1 日 時 令和7年12月26日（金曜日）午前10時00分

2 場 所 アオーレ長岡東棟4階 大会議室

3 議事日程及び本日の会議に付した事項

日程第 1 議事録署名委員の選任について

日程第 2 議案第43号 農地法第3条の許可申請について

議案第44号 農地法第4条の許可申請について

議案第45号 農地法第5条の許可申請について

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案について

日程第 3 報告第11号 農地法の届出通知等について

4 出席委員 (20名) 別紙のとおり

5 欠席委員 (4名) 別紙のとおり

6 職務のため出席した事務局職員

事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、

振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午前10時01分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 (あいさつ)

これより第31回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が11番、田中豊委員、12番、渡邊義浩委員、15番、西巻郁夫委員、16番、千野俊輔委員から提出されております。出席委員は24名中20名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番

号14番、駒野亜由美委員、17番、馬場義昭委員を指名いたします。

- 日程第 2 議案第43号 農地法第3条の許可申請について
議長 日程第2、議案第43号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の3ページをご覧ください。
今月の3条許可申請は14件でございます。
1から9番は売買による所有権移転、10から14番は贈与による所有権移転であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第43号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第44号 農地法第4条の許可申請について
議長 議案第44号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の7ページをご覧ください。
今月の4条許可申請は、中之島地域1件でございます。
なお、申請がありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、
地域事務所において12月19日までに現地確認を実施しております。
1番、中之島西野の畠について、農業用倉庫及び農作業所兼車庫建築

敷地として利用するものです。議案資料13ページに経過説明を掲載しております。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第44号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第45号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第45号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

本議案の4番は馬場義昭委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の9、10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、栃尾地域2件、寺泊地域1件、中之島地域2件の計5件でございます。

1番、巻渕3丁目の畠について、駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和8年3月15日から令和8年4月15日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第

1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、巻渕1丁目の畠について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和8年2月6日から令和8年7月25日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

3番、寺泊万善寺の畠について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和8年7月20日までの計画です。議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊万善寺地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、池之島の畠について、資材置場用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和8年6月30日までの計画です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。数か所の位置選定の結果、必要面積などでほかの場所での代替性がないことから、例外的に許可できるものであります。

5番、大口の畠について、分家住宅建築敷地として利用するために使用賃借権を設定するものです。工期は、許可日から令和8年9月10日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に上通小学校と上通保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第45号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第46号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

本議案の所有権移転の3番は佐藤佑美委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の13ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは10件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは106件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が89件、使用貸借権設定が17件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは9件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が7件、使用貸借権設定が2件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このた

びは17件の申出があり、内容については、賃借権の移転が16件、使用貸借権の移転が1件となっています。なお、詳細内容については、議案書の15ページから41ページにて確認をお願いします。

以上、計142件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第11号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第11号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を43ページに、5条の届出について19件を44から48ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を49ページに、18条合意解約について1件を50ページに、利用権の解約について85件を51から65ページに、中間管理権の解約について36件を66から71ページにそれぞれ掲載しておりますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第31回総会を閉会いたします。

閉会（午前10時16分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議長

農業委員

農業委員

別紙 出席状況（総会議席表）

(令和7年12月26日現在)

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一
2	出	土田米藏	14	出	駒野亜由美
3	出	董澤哲也	15	欠	西巻郁夫
4	出	櫻井正広	16	欠	千野俊輔
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい
11	欠	田中豊	23	出	佐藤辰也
12	欠	渡邊義浩	24	出	中野明美
出席委員人			議事録署名委員		
欠席委員人			駒野亜由美 委員		
計			馬場義昭 委員		